	二	三	四	五	六
(五) 訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円までの部分 その価額五百万円までごとに一万円 (六) 訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分 その価額千万円までごとに一万円	控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。） イ及びロに掲げる額の合算額 イ 一の項イにより算出して得た額の一・五倍の額 ロ 二千五百円（民事訴訟法その他の民事訴訟等に関する法令の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）による申立てをする場合にあつては、千四百円）。ただし、被告の数が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に二千円を乗じて得た額を加算した額	上告の提起（上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。） イ及びロに掲げる額の合算額 イ 一の項イにより算出して得た額の二倍の額 ロ 二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千百円）	請求について判断をしなかつた判決に対する控訴の提起又は上告の提起若しくは上告受理の申立て イ及びロに掲げる額の合算額 イ 二の項イ又は三の項イにより算出して得た額の二分の一の額 ロ 二の項ロ又は三の項ロに掲げる額	請求の変更 一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、この項イ）により算出して得た額から変更前の請求につき一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、この項イ）により算出して得た額を控除した額	反訴の提起 一の項イ（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、この項イ）により算出して得た額から本訴について一の項イ（請求についての目的の価額に係る控訴審における反訴の提起にあつては、この項イ）により算出して得た額を控除した額

七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五
民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百三十八条第一項若しくは第二項の規定による参加の申出 一の項イ（請求についての目的の価額に係る控訴又は上告審における参加、第二審における請求についての目的の価額に係る上告審における参加につき一の項イ（請求についての目的の価額に係る控訴又は上告審における参加につき二の項イ）により算出して得た額	簡易裁判所に対する再審の訴えの提起 三千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千百円）	簡易裁判所以外の裁判所に対する再審の訴えの提起 五千二百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、四千百円）	和解の申立て 二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千四百円）	支払督促の申立て イ及びロに掲げる額の合算額 イ 請求の目的の価額に応じ、一の項イにより算出して得た額の二分の一の額 ロ 二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千五百円）	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て 二千円	不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立てその他裁判所による強制執行（一四の項及び一五の項に掲げる申立て並びに民事執行法第百五十三条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による差押命令の申立てを除く。） イ及びロに掲げる額の合算額 イ 請求の目的の価額に応じ、一の項イにより算出して得た額の二分の一の額 ロ 二千七百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千四百円）	債権の差押命令の申立て、金銭債権の差押処分の申立て又は民事執行法第百六十七条第一項若しくは第百九十三条第一項の申立て 七千三百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、七千二百円）。ただし、第三債務者（民事執行法第百六十七条第一項の申立てをした債権者又は同項に規定する財産権の実行の申立てをした担保権者に準ずる者で第三債務者に対する送達をすべき場所の数があらかじめ定まつていないものをいう。）が二以上の場合にあつては、その数から一を減じた数に千五百円を乗じて得た額を加算した額	民事執行法第百六十七条の十五第一項、第百七十条第一項、第百七十三条第一項若しくは第百七十四条第二項又は同法第百九十七条第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て 四千九百円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千七百円）